

～毎月10日は人権を考える日～
インターネットと人権侵害



法務省の啓発ポスター

(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>)

全国の法務局が2018年に扱った人権侵害事件のうち、インターネットに関連する事件は1910件で、過去2番目に多かったそうです。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの普及に伴うものです。

「他人への中傷や侮辱」「無責任なうわさ」「特定個人のプライバシーに関する情報の無断掲示」「差別的な書き込み」「インターネット上でのいじめ」などの人権侵害につながる内容が見られるそうです。また、外国人や、部落問題についての差別的言動に関する書き込みも見られるようです。（法務省ホームページより）

1 SNSでの「ネットいじめ」の問題点

LINE（ライン）、TWITTER（ツイッター）、FACEBOOK（フェイスブック）などを使っていじめが行われる場合が多くなっています。特にLINEがその中心のようですが、LINEは閉鎖された中（グループ）で行われるため、外からは見えにくい状況であることが大きな問題となっています。

また、「掲示板」などへの書き込みによるいじめ等は、自分が知らないところで広まり、突然自分の周りの人間関係がおかしくなってしまうことがあります。

さらに、いじめ目的のメールは、相手がわからず、次々送られてくるメールに翻弄されてしまうことがあります。

2 「掲示板」「ブログ」等での「ネットいじめ」

誹謗・中傷の書き込み	インターネット上の掲示板やブログに、特定の人の誹謗・中傷を書き込む。
個人情報の無断掲載	掲示板やブログに、本人に無断で、実名または個人が特定できる表現で、個人情報が掲載され、迷惑メールが届く、誹謗・中傷する書き込みをされる。
他人になりすまして犯罪行為を行う	他人になりすまして、無断でプロフ（プロフィールサイト）などを作成し、他人の個人情報を掲載する。

※ 「掲示板」：参加者が自由に文章を投稿することができるサイト。

※ 「ブログ」：個人やグループで運営され、日記のように更新される。

※ 「プロフ」：自己紹介サイト

3 対処方法等について

- (1) 学校や教育委員会、警察等などの関係機関に相談する。
- (2) 掲示板等の管理者に削除依頼を行う。
- (3) 法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局に相談する。法務局に、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除する方法や発信者情報を開示請求する方法等について助言してもらう。